
岩見沢市内部統制基本方針について

～市民から信頼される市役所を目指して～

平成30年3月

岩見沢市

1 はじめに

人口減少社会において、地方公共団体の事務が複雑・多様化している一方で、行財政改革の進展に伴い、地方公共団体の行政サービスの提供体制が変化しています。そのような状況の中、住民の福祉の増進に努め、最少の経費で最大の効果を挙げるよう、地方公共団体の事務の適正性の確保が求められています。

国では、地方公共団体の事務の適正性の確保にかかる仕組みづくりに向け、地方公共団体における内部統制の整備・運用に関する検討を経て、平成29年6月に、内部統制の制度化を含む地方自治法の一部改正を行いました。

本市では、人口減少社会に伴い市民ニーズが多様化する中、市民が快適で安心な暮らしを営んでいけるよう、引き続き行財政改革に取り組んでいく必要がありますが、近年、職員による不適切な事務処理が発生しており、これまでと同様の行財政運営では、市民からの信頼を失いかねない状況にあります。

そのため、本市においても職員のコンプライアンスの推進やリスク管理などの内部統制機能の充実を図り、市民から信頼される市役所の実現を目指していくこととします。

2 内部統制とは

内部統制とは、基本的に、「①業務の有効性及び効率性の確保」、「②財務報告の信頼性の確保」、「③事業活動に関わる法令等の遵守」並びに「④資産の保全」の4つの目的が達成されるとの合理的な保証を得るために、業務に組み込まれ、組織内の全ての者によって遂行されるプロセスをいいます。

端的にいうと、「内部統制とは、組織内で業務を適切に進めるためのルールづくりをして、組織内の全員が、そのルールに基づいて業務を遂行するプロセス」のことです。

また、内部統制の4つの目的を達成するためには、「①統制環境」、「②リスクの評価と対応」、「③統制活動」、「④情報と伝達」、「⑤モニタリング（監視活動）」、及び「⑥IT（情報技術）への対応」の6つの基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することが必要とされています。

■内部統制の4つの目的の定義

	目 的	定 義
1	業務の有効性及び効率性の確保	事業活動の目的の達成のため、業務の有効性、効率性を高めること。
2	財務報告の信頼性の確保	財務諸表及び財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のある情報の信頼性を確保すること。
3	事業活動に関わる法令等の遵守	事業活動に関わる法令その他の規範の遵守を促進すること。
4	資産の保全	資産の取得、使用及び処分が正当な手続及び承認の下に行なわれるよう、資産の保全を図ること。

■内部統制の6つの基本的要素の定義

	基本的要素	定 義
1	統制環境	組織に属する全ての者が、各々の権限と責任において、内部統制の整備・運用を行なうための基礎となるもの。
2	リスクの評価と対応	組織を取り巻くリスクを洗い出し、リスクの分析・評価・特定を行うこと。
3	統制活動	あらかじめ整備された体制やルールを実際の業務において適正に機能させるための方式及び手続。
4	情報と伝達	内部統制に関わる適切な情報の特定・管理を実施するとともに、組織内に必要な情報が円滑に伝達される環境をつくること。
5	モニタリング	日常的又は独立的な立場から監視し、必要に応じた見直しを行うこと。
6	ITへの対応	すでに取り入れている利用環境を把握した上で、適切な方針や手続きを定めることにより、業務の効率化やリスクの対応につなげること。

3 岩見沢市における内部統制機能の推進

内部統制は、全く新しい取組みではなく、組織として機能している以上、一定の内部統制は既に存在しています。

しかしながら、今後より一層、適正かつ効率的な行政サービスを提供していくためには、内部統制機能を組織マネジメントの仕組みとして取り入れる必要があります。

そのため、内部統制に関する基本方針を策定し、今後、基本方針に基づき必要な体制の構築や運用を図り、内部統制機能の充実を図っていくこととします。

内部統制の運用に当たっては、「職員の意識改革に向けた取組み」と「リスク管理の導入」を重点項目として取り組んでいくこととします。

岩見沢市内部統制基本方針

内部統制の4つの目的（①業務の有効性及び効率性の確保、②財務報告の信頼性の確保、③事業活動に関わる法令等の遵守、④資産の保全）を達成するため、内部統制体制の整備及び運用に関する基本方針を次のように定めます。

今後は、この基本方針に基づき、内部統制機能の充実を図ってまいります。

（1）コンプライアンスの推進

法令遵守による適正な業務遂行、服務義務の徹底、職務情報の適正管理や交通法規の遵守など、コンプライアンスの推進に向け組織的に取り組みます。

（2）業務の有効性及び効率性の確保

事務事業ごとの目的や達成度などを評価するとともに、業務プロセスの可視化を進め、業務の有効性及び効率性を確保します。

（3）財務報告の信頼性の確保

会計事務などの業務プロセスにおけるルールの適正な運用に努め、財務情報（予算、決算等）の信頼性を確保します。

（4）資産の保全

市が保有する資産の把握や適正な管理を行い、公有財産の利活用や処分等を推進します。

（5）リスク管理について

業務におけるリスクを把握、評価し、リスクへの対応策を講じるなど、リスク管理に組織的に取り組みます。

（6）内部統制の有効性の確保

内部統制機能の有効性を確認、評価するため、全庁的な体制を確立するとともに、内部モニタリングの充実を図ります。

4 内部統制の推進体制

内部統制は、始めから完璧な運用ルールを確立することは難しく、毎年度必要な見直しを行いながら運用ルールの改善を図っていくことが求められます。

また、内部統制は、自治体経営のトップである首長によりコントロールされるべきものであることから、市長を最高責任者とする推進組織を設置し、それぞれの役割分担のもと、組織的に内部統制を推進していきます。

対 象	役 割
市長	<ul style="list-style-type: none">・内部統制に関する最高責任者・内部統制基本方針の遵守及び運用の実施を全職員に対し指示
副市長	<ul style="list-style-type: none">・市長を補佐
各部局長	<ul style="list-style-type: none">・各部局内の内部統制に関する統括責任者・部局内職員に内部統制基本方針の遵守及び運用など具体的取組みを指示・内部モニタリングの確認
各課長	<ul style="list-style-type: none">・各課内の内部統制に関する責任者・課内職員に内部統制基本方針の遵守及び運用などの具体的取組みを指示・課内モニタリングの実施
上記以外の職員	<ul style="list-style-type: none">・内部統制基本方針の遵守と運用の実践・リスクの把握とリスク対応策の策定及び実践・日常的モニタリングの実施
内部統制推進課 (職員課)	<ul style="list-style-type: none">・内部統制基本方針の策定と見直し・リスク管理指針の策定と見直し・必要に応じて内部モニタリングを実施・職員研修の充実・内部統制に関する全庁的な調整

